



平成19年度栄村政策評価の概要について

昨年度、村では本格的な政策評価制度を導入し、施策や事務事業の評価を実施しましたが、今年度も新規事業と要検討とされた事業について評価を行いましたので、その概要をお知らせします。

1 平成19年度評価制度の概要

(1) なぜ政策評価をするのか？

- 村民の視点に立った成果主義の村政の推進に寄与します。
- 村職員の目的意識の醸成等意識改革・政策形成能力の向上に寄与します。
- 村民に対する説明責任の遂行に寄与します。



(2) 何を対象に行うの？

今回は下記の表のとおり、平成18・19年度の新規事務事業と、前回の政策評価において引き続き検討を要するとされた事務事業に絞って評価を行いました。

区分	事務事業評価	評価後の反映状況
主眼	18年度、19年度の新規事務事業を対象にして客観的に評価し、事務事業の改廃を判断する。	前回実施した評価において「要検討」とした事務事業を対象に、評価の予算への反映状況、及び20年度への取組方針を判断し、記載する。
対象	32事務事業（18,19年度新規事業）	137事務事業(前回評価で「要検討」の事業)
主体	村の自己評価（各係長が一次評価）	村の自己評価（各係長が一次評価）
時点	18年度末までの状況(19年度事業のうち未実施、実施途中のものは現段階において予測される範囲で記述する)。	19年8月時点での状況で判断する。（未実施または実施途中のものについては現段階で予測できる範囲で記述する）。
観点	有効性、必要性、効率性、公平性	19年度予算への反映に対する評価 20年度当初予算への反映方針

2 平成18・19年度新規事務事業の評価結果

今回評価対象とされた平成18・19年度の新規事務事業は32事業あり、それらについて有効性、必要性、効率性、公平性の4つの観点から評価を行いました。

総合評価として「問題なし」とされるAランクは16事業、「ほぼ問題なし」のBランクは8事業あり、この2つのランクで全体の4分の3を占めるとい、比較的良好な結果となりました。

一方、「やや問題あり」「かなり問題あり」とされるC・Dランクの事業は8事業あり、今後の大きな課題として残ることになりました。

総合評価	事業数	主な事業名
A	16	森宮野原西線改良工事、自立支援給付事業
B	8	絵手紙収蔵館建設工事、デマンドバス交通運行事業
C	7	リンドウ栽培振興補助金、農地・水・農村環境保全向上対策事業
D	1	サフォーク飼育事業

3 「要検討」とされた事務事業の20年度への取組方針

昨年度の政策評価において引き続き検討を要するとされた137の事務事業について、20年度への取組方針を検討した結果、「維持する」とした事業は96事業で全体の70%を占めました。一方で「拡充する」とした事業は6事業に留まっていますが、内容を見ると必要とされる事業であり、厳しい財政状況の中で拡充方針で進めていく必要があると思われます。

「拡充」、「維持」、「縮小」とした主な事業の内容は以下のとおりです。



(1) 拡充する事業

事務事業名	事業内容	平成20年度の方針
テレビ難視聴等対策 (中継局管理道保守・地デジ対応、携帯電話他)	村内に存在するテレビ難視聴地域の解消に関する対策を行う	19年度に引き続き地上デジタル放送の受信について情報収集を継続していくが、2011年という期限付きの中で、住民の不安を解消してゆくには村として一定の対策案を示さなければならない時期に来ている。 国・県との連絡を密にし、コストパフォーマンスの高い対策案を創出するため、各種調査事業に着手する。
防災施設整備事業	防災無線の整備、維持管理	災害時の応急対策を迅速に行うため、防災無線の体系を従来の固定式から移動式へ転換し、消防積載車に移動式無線を整備する。
防災訓練事業	栄村における避難・消火・ヘリ運航等の防災訓練の実施	中越地震以降、災害に即応する体制が常に求められていることから、集落の区長を中心して、地元消防団と連携した住民の実践的な避難訓練を中心に展開しており、20年度もこの方針で実施する予定。
ホームページの運営・申請書類の電子化	村ホームページでの行政・観光情報の発信。各種申請書をホームページからダウンロードできるようにする。	現在のホームページは観光情報、行政情報の質と量が必ずしも十分でないことから、リニューアル作業を進める。コンセプトについては全職員から意見を集約し反映させる。 またリニューアル後は新鮮で的確な情報提供を行うため、編集委員会組織の充実を図る。

(2) 維持する事業

事務事業名	事業内容	平成20年度の方針
有線施設の整備・維持管理 (ブロードバンド環境の整備)	村内に整備されている有線施設(局設備、伝送路)の維持管理、インターネットの環境整備	伝送路の老朽化の進行と、インターネットの伝達速度及び大容量送信の需要が高まる中で、村内全線光ファイバー化にむけて研究を進める。
交通安全指導・啓発事業	のぼり旗、カーブミラー等での指導・啓発、またチラシ等での事故防止啓発活動	子どもや高齢者への交通安全指導のほか、中高年齢層のドライバーに対する啓発活動も展開していく。

事務事業名	事業内容	平成20年度の方針
高齢者総合福祉センター デイサービス事業	高齢者総合福祉センターにおけるデイサービス（通所介護）事業の運営。	げたばきヘルパーを活用し、20年度は現行の取組を維持する。今後、サービス向上と効率経営を図る。
雪害救助事業	自力で住宅等の雪下ろしが困難な高齢者世帯等へ救助員を派遣して、冬期生活の安心と安定を図る。	事業の公平性を保つため、平成18年度に救助対象の基準、費用負担率等、事業内容の見直しを行った。今後も見直し後の基準に基づき事業を進めていく。
福祉医療費給付金	乳幼児、障害者、老人、母子家庭の母子、父子家庭の父子の医療費負担の軽減による福祉の増進を図る。	乳幼児については対象年齢を延長（就学前 中学卒業まで）したことにより、対象世帯の医療費負担が軽減された。20年度も引き続きこれを継続するとともに、20年度からの後期高齢者医療制度改革に伴う老人医療分について、見直しを行う予定。
小規模土地基盤整備事業	村直営で行う圃場整備事業。いわゆる「田直し事業」。	高齢化社会の中、農作業の労力削減は必須である。小規模な水田の維持管理の労力軽減が図られることから、今後も継続していきたい。
特産品の販売促進	商品化された加工品や農産物等の販路拡大を進める。	新規のイベント参加等で顧客の確保ができつつある。今後も役場内の関係部署や農業関係団体との連携を図りながら、進めていきたい。
さかえ倶楽部スキー場運営事業	さかえ倶楽部スキー場のリフト、レストラン等の営業のほか、各種団体の誘客宣伝活動等	スキー場事業は村内に及ぼす経済効果が大きいことから、特に小・中・高校生を中心とした団体の誘客を重点に掲げた営業強化を進め、自立採算を目指す。
教育相談員配置事業	中学校に心の相談員1名を毎年配置し、悩みを持つ生徒に対応する。	今後相談員を配置し、多様化する生徒の悩みに対応していく。
栄村体育協会活動育成補助金等	栄村体育協会への活動育成補助及びその事務	栄村のスポーツ普及、ジュニア育成を更に進めるため、両団体の統合に向けて協議を進めている。20年度は新組織に移行し、幅広い年代層が参加する地域スポーツクラブとして活動していく。
栄村ジュニアスポーツ少年団活動育成補助金等	栄村ジュニアスポーツ少年団への活動育成補助とその事務	
集落公民館改修補助事業	集落公民館及び類似施設の改修事業に対する補助金の交付	各地区からの改修要望に応えるため向こう5カ年間の希望調査を実施し、計画的な改修を図っていくことにした。

(3) 縮小する事業

事務事業名	事業内容	平成20年度の方針
福祉金支給（老人長期入院見舞金）事業	70才以上の者が20日以上（180日限度）連続して入院した場合、日額500円の見舞金を支給	20年度からの後期高齢者医療制度により対象者把握が困難となる恐れがある。保険給付・福祉医療給付との兼ね合いを考えると見舞金支給の必要性について再検討が必要。

事務事業名	事業内容	平成20年度の方針
高齢者等就労センター管理運営事業	高齢者等就労希望者に就労の機会と場所等を提供し、住民の福祉増進を図る	本場（志久見）と分場（野田沢）を統合して、効率化と経費節減を図る。
農業関係団体負担金	県農業会議、全国山村振興連盟、農業用廃プラ等回収処理事業等8団体負担金及び研修会負担金	農業用廃プラ回収処理事業は回収処理量が前年比26%（1,482.5kg）に減少していることから、事業者の責任において負担するよう、村負担を廃止する。
林業関係団体負担金	栄村森林組合、東北信緑資源造林協、県森林保全対策協、山菜文化産業協、千曲川下流地域活性化センター、北信林業振興会等8団体の負担金及び各種研修会負担金	森林保全対策協議会についてはその必要性や有効性が低いことから脱会を進める。 また当村が事務局を担当している東北信緑資源造林協議会については、負担金を削減する。
老人保養施設利用補助事業	老人クラブ会員等がグループで日帰り又は宿泊を伴う旅行をした費用に対して、一人年1回1,000円を限度として助成。老人福祉センターを利用する際、年4回を限度に村で送迎を実施。	本事業は地区老人クラブへの補助と重複しており、既に栄村以外の市町村では廃止している。 用途が限定される利用補助は廃止し、クラブ活動全般にわたる活動補助を拡充する。

< 評価結果の公表について >

詳しい評価結果については栄村ホームページ（アドレス：<http://www.vill.sakae.nagano.jp/>）にて公表すると共に、役場窓口でもご覧いただけます。また希望される方には役場総務課企画財政係にて資料をお配りいたします。

< ご意見の募集について >

今回の評価結果に対する皆様からのご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見は平成20年度の予算編成の際に反映させるため、検討資料として使わせて頂きます。

「評価結果に対するご意見」「お名前」「住所」「電話または有線番号」をご記入の上、郵便（はがき・封書）、FAX、電子メール、役場窓口への提出のいずれかの方法でお寄せください。（様式は特に問いません）。

ご記入いただいた個人情報は「平成19年度栄村政策評価の概要について」の目的のみに使用し、これ以外の目的では使用いたしません。

応募先

郵送の場合：〒389-2792（住所記載不要）

栄村役場総務課企画財政係 あて

F A X : 0269-87-3083 E-mail : kikaku_zaisei@vill.sakae.nagano.jp

募集期間 平成19年11月5日（月）まで

【この記事に関するお問い合わせ】総務課企画財政係 有線：20101



